

昭和二十五年十二月八日受領
答弁第一四八号

(質問の一四八)

内閣衆質第一四八号

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出朝鮮内戦と日本人の生死に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員横田甚太郎君提出朝鮮内戦と日本人の生死に関する質問に対する答弁書

一 朝鮮動乱以来、連合国軍の発する労務要求書に基いて政府が提供した労務者(L・R労務者)で朝鮮に行つてゐる者がある趣であるが何人あるかは不明である。

二 現在朝鮮方面で作業に従事していると思われる労務者には港湾荷役労務者、船員及び通訳がある。これらの労務者は、凡て自由意思によつて作業に従事しており、強制労働は絶対でない。

給與については別添「連合国軍関係特殊港湾荷役労務者等給與規程」及び「連合国軍関係特殊船員給與規程」によつて一般のL・R労務者に較べ相当優遇しうるようになってゐる。

三 L・R労務者が朝鮮方面で船舶輸送任務に従事して死亡した例があるかないかについては目下調査中である。

四 世界の平和を守ることをその使命とする国際連合に対して日本としてできるだけだけの協力をするのは当然のことである。

右答弁する。